

管理医療機器販売業及び貸与業の届出をされた方へ

令和 7 年 7 月 枚方市保健所（第 9 版）

補聴器の販売等にあたっては、補聴器の装用を求める者に対し、必要に応じて医療機関への受診・相談等の勧奨を行い、医師等の診断・指示を踏まえて販売してください。また、適切な情報提供及びフィッティングによる補聴効果の確認を行えるだけでなく、販売後においても、聞こえの調整、機器のメンテナンス等を適切に行える体制を確保するよう努めてください。併せて、販売に従事する者に対して教育訓練を継続して行う等、有効な聴力の補正が行われ、使用者が正しく装用できるよう、適正な販売等の徹底をお願いいたします。

（令和 6 年 2 月 13 日医薬機審発 0213 第 7 号厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長通知）

家庭用電気マッサージ器の不適切な使用による死亡事故が発生しています。同様に事故を防止するため、家庭用電気マッサージ器の適切な使用について、使用者への注意喚起にご協力いただきますよう、お願いいたします。また製品の回収情報等につきまして、購入者に対し広く周知していただきますよう併せてお願いいたします。

（平成 26 年 6 月 23 日薬生安発 0623 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）

（平成 29 年 10 月 16 日薬生安発 1016 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知）



（株）的場電機製作所
ホームページより引用

管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下同じ）を販売し、授与し、若しくは貸与しようとする者は、営業所ごとに、その所在地（保健所設置市）の市長に届出する必要があります。（医薬品医療機器等法第 39 条の 3 第 1 項）

医薬品医療機器等法では、次のとおり、医療機器の販売業、貸与業者や管理者の遵守事項が定められています。販売、授与、貸与等の取扱いにあたっては、ご注意ください。

1. 販売業者等の業務上の注意

- 1-1 管理に関する帳簿 （施行規則第 178 条第 2 項で準用する同施行規則第 164 条第 1、3 項）
営業所の管理に関する帳簿を作成し、これを最終記載の日から 6 年間保存すること。
記載項目については 3 ページ 2-4 を参照すること。
- 1-2 品質確保 （施行規則第 178 条第 2 項で準用する同施行規則第 165 条）
適正な方法により、医療機器の被包の損傷等の瑕疵がないことの確認等 品質の確保 をすること。
- 1-3 苦情処理 （施行規則第 178 条第 2 項で準用する同施行規則第 166 条）
自ら販売・授与・貸与又は電気通信回線を通じ提供した医療機器の品質等に関して、自らに起因する苦情（例：営業所での保管状況によるものや出庫作業時の過失等によるもの）でないことが明らかな場合を除き、当該営業所の管理者に、苦情に係る事項の原因を究明させ、営業所の品質確保の方法に関し、改善が必要な場合には、必要な措置を講じさせること。
- 1-4 回収 （施行規則第 178 条第 2 項で準用する同施行規則第 167 条）
販売・貸与等した医療機器について回収する場合は、自らの陳列、貯蔵等に起因することが明らかな場合に限り、管理者に次に掲げる業務を行わせること。
 - ・回収に至った原因の究明と品質を確保する上で改善が必要な場合にはその措置を講ずること。
 - ・回収した医療機器（医療機器プログラムを除く）を区分し、一定期間保管の後、適切に処理すること。
- 1-5 継続的研修（特定管理医療機器の販売業者のみ） （施行規則第 175 条第 2 項）
営業所管理者に毎年度継続研修を受講させるよう努めること。

1-6 教育訓練 (施行規則第 178 条第 2 項で準用する同施行規則第 169 条)
営業所の従業者に対して、その取り扱う医療機器の販売・授与・貸与又は電気通信回線を通じた提供に係る情報提供、及び品質の確保に関する教育訓練を実施すること。

1-7 中古品の販売等に係る通知等 (施行規則第 178 条第 2 項で準用する同施行規則第 170 条)
使用された医療機器（中古医療機器）を他に販売等行うときは、あらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知するとともに、当該製造販売業者から指示を受けた場合には、それを遵守すること。

1-8 不具合等の報告への協力 (施行規則第 178 条第 2 項で準用する同施行規則第 171 条)
販売等に係る医療機器について、不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又はその使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合に、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、当該医療機器の製造販売業者等にその旨を通知すること。

1-9 譲受・譲渡に関する記録 (施行規則第 178 条第 3 項で準用する同施行規則第 175 条第 3 項)
管理医療機器を譲受け又は譲渡したときは、次の記録事項を書面に記録し、保存するよう努めること。
(一般医療機器についても譲受け・譲渡の記録を作成し、保存するよう努めること。)

	譲受したとき	譲渡（販売・貸与等）したとき
記載事項	① 品名 ② 数量 ③ 製造番号又は製造記号 ④ 譲受の年月日 ⑤ 譲渡人の氏名及び住所	① 品名 ② 数量 ③ 製造番号又は製造記号※ ¹ ④ 譲渡（販売・貸与等）の年月日 ⑤ 譲渡（販売・貸与等）した相手の氏名及び住所

※1 譲渡（販売・貸与等）した相手方が一般消費者等（医療機器の製造販売業者、製造業者、販売・賃貸業者、修理業者、病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者以外の者）である場合は、「製造番号又は製造記号」に関する事項の記録は必須項目ではありませんが、回収等があった場合の対応に備えて記録しておくことが望ましい。

注意！ 目的外の使用につながる恐れのある医療機器(注射器等)は、使用目的等を確認するなどし、使用の適正に努めること。

1-10 法令遵守体制 (施行規則 175 条の 2、令和 3 年 6 月 1 日薬生発第 0601 号)
薬事に関する法令の規定の遵守を確保するための措置を講ずること。

① 営業所管理者等の権限を明らかにすること。(特定管理医療機器の販売業者のみ)

- ・営業所に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
- ・その他営業所の管理に関する権限

② 法令遵守体制を整備すること。

- ・営業所の管理に関する業務等が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）及び従業者に対する教育訓練の実施・評価、業務遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
- ・責任役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
- ・その他業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置

- ③ 法令遵守のための指針を示す等の必要な措置
- ・ 従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
 - ・ 責任役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
 - ・ 法令遵守体制を実効的に機能させるために必要な措置。

《その他》

医療機器のプログラムの広告

(施行規則第 178 条で準用する同施行規則第 165 条の 2)

医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供することについて広告をするときは、次の事項を表示すること。

- ① 管理医療機器等の販売業者等の氏名又は名称及び住所
- ② 電話番号その他連絡先
- ③ その他必要な事項（営業所の所在地を少なくとも一か所記載、届出番号など）

2. 管理者の義務及び遵守事項

2-1 従業者の監督及び営業所の管理等(特定管理医療機器の販売業者) (施行規則第 175 条第 4 項)

保健衛生上支障を生ずるおそれがないように従業者の監督、その営業所の構造設備及び特定管理医療機器等その他物品を管理し、その他その営業所の業務に対し必要な注意を払うこと。

2-2 営業者への意見 (施行規則第 175 条第 5 項、7 項、8 項)

保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所の業務につき、営業者に対し必要な意見を書面により述べ、その写しを 3 年間保存すること。なお、営業者においては、管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合は、その旨及びその理由）を記録して保存すること。

2-3 公正かつ適正な業務 (施行規則第 175 条 6 項)

管理者は、営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に業務を行うこと。

2-4 帳簿の記載 (施行規則第 178 条第 2 項で準用する同施行規則第 164 条第 2 項)

販売業者が備えつけている管理に関する帳簿に次の事項を記載すること（6 年保存）。

- ① （特定管理医療機器の販売業者のみ）営業所管理者の継続的研修の受講状況
- ② 営業所における品質確保の実施状況
- ③ 苦情処理、回収処理その他不良品の処理状況
- ④ 営業所の従業者の教育訓練の実施状況
- ⑤ その他営業所の管理に関する事項（製造販売業者からの指示に関する事項等）

<記載例>

年月日	管理項目	実施内容
〇年〇月〇日	・ 品質確保の実施状況 ・ 苦情又は回収等の処理状況 ・ 他の従業員の教育訓練 ・ その他の管理に関する事項	→定期的な教育訓練を実施した。 訓練内容：・・・・・・・・・・・・・・ 参加者：・・・・・・・・・・・・・・
特記事項	〇〇センター実施の継続研修受講	

3. 届出後に必要な手続き（更新はありません）

3-1 変更があった場合

（施行規則第 176 条）

次に掲げる事項に変更があった場合は、変更後 30 日以内に変更届を提出してください。

- ① 届出者の住所又は氏名（法人の場合は登記上の住所又は法人名称）
- ② 営業所の管理者又は営業所の管理者の住所又は氏名
- ③ 営業所の名称
- ④ 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名（法人の場合のみ）
- ⑤ 営業所の構造設備の主要部分
- ⑥ 営業所における兼営業務

＊営業所の移転（同一敷地内又は同一ビル内での移動を除く）や、組織変更（個人経営から法人経営に切り替える場合など）、全面改装の場合は新規に届出が必要となります。

下記保健所窓口へ事前にご相談ください。

3-2 廃止する場合

（法第 40 条第 2 項で準用する同法第 10 条）

営業所を廃止する場合は、廃止後 30 日以内に、廃止届を提出してください。（手数料：不要）

なお、廃止届には業の届出控（原本）を添付してください。

3-3 一時休止する場合（添付書類なし）

（法第 40 条第 2 項で準用する同法第 10 条）

営業所を休止する場合は、休止後 30 日以内に、休止届を提出してください。（手数料：不要）

3-4 一時休止中の営業所を再開させる場合（添付書類なし）

（法第 40 条第 2 項で準用する同法第 10 条）

一時休止中の営業所を再開する場合は、再開後 30 日以内に、再開届を提出してください。

（手数料：不要）

★枚方市の薬事に関する各種手続きの手引き・様式の入手方法★

枚方市保健所 保健医療課 ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000001930.html>

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係の申請について」のページをご参照ください。

【担当窓口】

枚方市保健所 保健医療課（薬事担当）
〒573-1197 枚方市禁野本町 2-13-13
（令和 7 年 7 月 7 日に上記所在地へ移転しました）
TEL：072-807-7623
FAX：072-845-0685
E-mail：hoiryo@city.hirakata.osaka.jp

